

資料

2. 茅ヶ崎市緑の基本計画策定委員会

資料-2 委員構成

	氏名	所属
【委員長】	五十嵐 誠（イガラシ マコト）	（社）日本造園建設業協会副会長
【副委員長】	島田 正文（シマダ マサフミ）	日本大学教授
【委員】	阿部 伸太（アベ シンタ）	東京農業大学准教授
	蔭山 朋久（カゲヤマ トモヒサ）	茅ヶ崎市緑の基本計画見直し市民研究会
	浜口 哲一（ハマグチ テツイチ）	前平塚市博物館館長
	高橋 幸宏（タカハシ ユキヒロ）	茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会
	小山 稔（オヤマ ミノル）	環境市民会議ちがさきエコワーク会長
	氷坂 禮子（ヒサカ レイコ）	茅ヶ崎商工会議所女性会
	鈴木 勝美（スズキ カツミ）	さがみ農業協同組合茅ヶ崎地区運営委員会委員長
	池田 尚子（イケダ ナオコ）	公募の委員

資料-3 委員会の経緯

年度	回	年 月 日	議事内容
19	第1回	平成19年9月26日	・平成18年度までの経緯について ・策定の目的と策定体制について ・計画策定スケジュールについて
	第2回	平成19年12月1日	【みどりの現況調査】
	第3回	平成19年12月19日	・みどりの現況調査結果報告 ・基本理念、基本方針、みどりの将来像について
	第4回	平成20年2月26日	・みどりの基本計画中間報告書（素案）について
	第5回	平成20年3月28日	・本市の財政状況について ・みどりの基本計画中間報告書（素案）について
20	第6回	平成20年5月21日	・みどりの基本計画中間報告書について ・みどりの配置方針について
	第7回	平成20年8月27日	・みどりの基本計画（素案）について
	第8回	平成20年12月10日	・茅ヶ崎市みどりの基本計画（案）について



3. 茅ヶ崎市緑の基本計画見直し市民研究会

茅ヶ崎市緑の基本計画見直し市民研究会は、平成18年度より開催され、第1回から第3回の市民研究会において、平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」の見直しの必要性について検討を行い、次の理由により見直しを行うことを決定した。

<見直しの必要性>

- ①更新時期に伴う見直しの必要性
- ②都市緑地法の改正による「緑の基本計画内容の充実」に伴う必要性の増大
- ③新たな施策や新規事業の新計画への反映の必要性

また、平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」を見直すにあたっては、次の点を十分に検討することが重要であるという結論を得た。

<見直しにおける要点>

- ①新みどりの基本計画は、市民が描く将来の茅ヶ崎市のまちづくりにふさわしい計画づくりを進める。
- ②緑地の（計画の）目標水準の見直しを図り、実効性のある計画づくりを進める。
- ③住民や事業者に対して広く計画を公表し、理解を得ることのできる計画づくりを進める。
- ④茅ヶ崎市らしさを表現した計画づくりを進める。
- ⑤様々な新規施策や取り組みなどの新たな施策や手法を取り入れ、計画的に緑地の整備と保全を図る計画づくりを進める。
- ⑥計画の実効性を確保するための進行管理体制・資金管理の確立を図る。
- ⑦公共の緑は、市民・事業者・行政とのパートナーシップによる管理体制の推進が必要である。

資料-4 委員構成

	氏名	所属
【委員長】	島田 正文（シマダ マサフミ）	日本大学教授
【副委員長】	阿部 伸太（アベ シンタ）	東京農業大学准教授
【委員】	小林 善美（コバヤシ ヨシミ）	ちがさき新都市マスタープラン市民会議委員
	山下 憲三（ヤマシタ ケンゾウ）	ちがさき新都市マスタープラン市民会議委員
	岡本 良雄（オカモト ヨシオ）	公募の委員
	小山 稔（オヤマ ミノル）	公募の委員
	蔭山 朋久（カゲヤマ トモヒサ）	公募の委員
	島崎 久雄（シマザキ ヒサオ）	公募の委員
	高橋 玲子（タカハシ レイコ）	公募の委員
	田部 許子（タベ モトコ）	公募の委員
	安室 雅世（ヤスムロ マサヨ）	公募の委員
	山本 祐蔵（ヤマモト ユウゾウ）	公募の委員

資料-5 研究会の経緯

年度	回	年 月 日	議事内容
18	第1回	平成18年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市緑の基本計画見直し市民研究会設置までの経過について ・茅ヶ崎市緑の基本計画見直し市民研究会の運営について ・「茅ヶ崎市の公園・みどり」に対するご意見・ご要望について
	第2回	平成19年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・「あなたが思うこの街の身近な緑をどう生かすのか？」について ・ちがさき新都市マスタープラン市民会議による「うるおいのある美しい都市づくり」の市民提案中間報告について ・環境市民会議「ちがさきエコワーク」茅ヶ崎の自然環境を考える会による緑の基本計画の見直しに関する提案について
	第3回	平成19年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市緑の基本計画見直し庁内調整会議の中間報告について ・現緑の基本計画見直しの必要性について
19	第4回	平成19年5月26日	【みどりの現況調査】
	第5回	平成19年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画策定について ・策定の長期スケジュールについて ・他地域の緑化推進の取組み事例報告
	第6回	平成19年9月22日	【みどりの現況調査】
	第7回	平成19年10月17日	・施策の体系と具体的なアイデア
	第8回	平成19年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念および基本方針、将来像について ・施策の体系について
	第9回	平成20年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの基本計画中間報告書（素案）について ・茅ヶ崎市の防災とみどりについて
20	第10回	平成20年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの基本計画中間報告について ・みどりの配置方針および重点的な施策の方向性について
	第11回	平成20年6月25日	・施策の方針について
	第12回	平成20年7月28日	・地区別計画について
	第13回	平成20年11月28日	・茅ヶ崎市みどりの基本計画（素案）について



4. 茅ヶ崎市緑の基本計画見直し庁内調整会議

資料-6 庁内調整会議の経緯

年度	回	年 月 日	議事内容
18	第1回	平成18年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画見直し庁内調整会議要綱について ・緑の基本計画の概要について ・今後の事業スケジュールについて ・緑の基本計画見直しに係わる調査について
	第2回	平成18年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング
	第3回	平成18年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画見直しに係る調査及びヒアリング結果の報告について ・現行計画の見直しについて ・今後の公園緑地整備の方向性について
	第4回	平成19年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民研究会及び庁内調整会議における現行計画に対する見直しの必要性について ・現計画に対する検証結果の総括について
19	第5回	平成20年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの基本計画」見直し策定の経緯について ・「みどりの基本計画」中間報告（素案）について
20	第6回	平成20年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの基本計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
	第7回	平成20年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの基本計画（案）について ・今後のスケジュールについて

5. パブリックコメントの実施

(1) 募集期間

○平成21年2月25日(水)～平成21年3月24日(火)

(2) 意見の件数

○150件

(3) 意見提出者数

○29人

(4) 内容別の意見件数

資料-7 内容別の意見件数

項 目	件 数
■ 本案全般に関する意見	22件
■ 本案に記述された個別の内容に関する意見	84件
□ はじめにに関する意見	2件
□ 第1章 本市のみどりの概要に関する意見	4件
□ 第2章 計画の目標に関する意見	7件
□ 第3章 みどりの配置方針に関する意見	15件
□ 第4章 施策の方針に関する意見	21件
□ 第5章 地区別計画に関する意見	18件
□ 第6章 計画の推進に向けてに関する意見	17件
■ 文章表現に関する意見	6件
■ その他の意見	33件
■ 賛否のみ	5件

※意見を反映し、修正を行っています。修正の内容は別冊としております。



修正後	修正前
<p>【はじめに 上段】 明治時代以降幅広い文化人や知識人が移住してきた歴史と<u>邸園文化</u>があります。</p>	<p>【はじめに 上段】 明治時代以降幅広い文化人や知識人が移住してきた歴史と<u>別荘文化</u>があります。</p>

修正後	修正前
<p>【2ページ 中段】 そこで、本市は、これらの法改正や<u>地球温暖化</u>などの環境問題、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化に適切に対応するため、～</p>	<p>【2ページ 中段】 そこで、本市は、これらの法改正や環境問題、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化に適切に対応するため、～</p>

修正後	修正前
<p>【10ページ 上段】 <u>その後、現在のような里山のみどり</u>が保全される一方で、<u>資材置き場や荒廃地</u>が見られるようになりました。昭和50年代後半からは、<u>みどりを活かした地域づくりが進み、県立茅ヶ崎里山公園（広域公園）や市民の森が開園されました。</u></p>	<p>【10ページ 上段】 昭和50年代後半からは、現在のような里山のみどり<u>が保全される一方で、みどりを活かした地域づくりが進み、県立茅ヶ崎里山公園（広域公園）や市民の森が開園されています。</u></p>

修正後	修正前
<p>【17ページ 上段】 本市では、<u>緑のまちづくり基金により緑地を取得したり、都市公園の整備や保存樹林・樹木の指定を行ってきました。</u></p>	<p>【17ページ 上段】 本市では、<u>まちのみどりを保全するために、緑のまちづくり基金を造成し、都市公園の整備や保存樹林・樹木の指定を行ってきました。</u></p>

修正後	修正前
<p>【20ページ 上段】 これらのみどりは、茅ヶ崎の気候・風土に適したクロマツであることが特徴です。<u>北部丘陵などには、生活との関わりの中で育まれてきたケヤキや竹林などの屋敷林が見られます。</u></p>	<p>【20ページ 上段】 これらのみどりは、茅ヶ崎の気候・風土に適したクロマツであることが特徴です。</p>

修正後	修正前
【42ページ】 (2) 緑地の確保目標	【42ページ】 (2) 緑地の確保目標 <u>水準</u>
(3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標	(3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標 <u>水準</u>
目標年次(平成30年)における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標を次のように設定します。	目標年次(平成30年)における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標 <u>水準</u> を次のように設定します。

修正後	修正前
【61ページ 上段】 ○緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域を対象に、 <u>公有地化を目指します。</u> ○緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地地区の解除がある場合は、公園・緑地用地として確保を検討します。 ○ <u>公有地化が困難な場合には、借地による用地の確保も検討します。</u> ○ <u>借地による公園・緑地については、財政面などを総合的に勘案して段階的に公有地化を目指します。</u>	【61ページ 上段】 ○緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域を対象に、 <u>用地の確保を進めます。</u> ○緑化重点地区など公園・緑地が不足する地域において、生産緑地地区の解除がある場合は、公園・緑地用地として確保を検討します。 ○ <u>用地の取得が困難な場合には、借地による用地の確保も検討します。</u>

修正後	修正前
【72ページ 下段】 <u>また、集中豪雨などにより、短時間に河川や水路に大量の雨水が流出することを防止し、浸水被害の軽減を図るため、一定の遊水機能がある水田などの土地所有者に補助金を交付します。</u>	【72ページ 下段】

6. 総括表

資料-8 緑地の保全、整備等総括表

緑地種別	平成7年4月1日									現況値(平成20年4月1日現在)									10年後(平成30年)												
	市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量			市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量			市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量						
	力所	面積(ha)	m ² /人	力所	面積(ha)	m ² /人	力所	面積(ha)	m ² /人	力所	面積(ha)	m ² /人	力所	面積(ha)	m ² /人	力所	面積(ha)	m ² /人	力所	面積(ha)	m ² /人	力所	面積(ha)	m ² /人	力所	面積(ha)	m ² /人		力所	面積(ha)	m ² /人
住区 基幹公園	街区公園	91	10.16	0.50	2	0.13	0.13	93	10.29	0.48	136	12.02	0.54	4	2.05	2.03	140	14.07	0.61	169	13.74	0.60	5	2.18	2.07	174	15.92	0.66			
	近隣公園	3	3.16	0.16				3	3.16	0.15	3	3.25	0.15	1	2.23	2.21	4	5.48	0.24	4	4.65	0.20	1	2.23	2.12	5	6.88	0.29	浜見平地区		
	地区公園	3	13.92	0.69				3	13.92	0.65	2	9.56	0.43	1	4.36	4.31	3	13.92	0.60	2	9.56	0.42	1	5.99	5.70	3	15.55	0.65	相模川河畔スポーツ公園移転		
	計	97	27.24	1.34	2	0.13	0.13	99	27.37	1.29	141	24.83	1.12	6	8.64	8.55	147	33.47	1.45	175	27.95	1.22	7	10.40	9.89	182	38.35	1.60			
	都市基幹公園	総合公園																													
		運動公園																													
	基幹公園	計	97	27.24	1.34	2	0.13	0.13	99	27.37	1.29	141	24.83	1.12	6	8.64	8.55	147	33.47	1.45	175	27.95	1.22	7	10.40	9.89	182	38.35	1.60		
	特殊公園	風致公園																													
		動植物公園	1	0.25	0.01				1	0.25	0.01	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01	1	0.27	0.01								水室椿庭園
		歴史公園																													
墓園																															
広場公園	広場公園																														
	広域公園													1	19.77	19.56	1	19.77	0.86				2	166.70	158.51	2	166.70	6.93	県立茅ヶ崎里山公園、湘南海岸公園		
緩衝緑地																															
都市林																															
都市緑地	8	0.97	0.05				8	0.97	0.05	10	1.58	0.07				10	1.58	0.07	11	1.68	0.07	1	2.14	2.03	1	2.14	0.09	市民の森			
緑道																															
都市公園	計	106	28.46	1.40	2	0.13	0.13	108	28.59	1.34	152	26.68	1.21	7	28.41	28.11	159	55.09	2.38	187	29.90	1.30	12	179.99	171.14	199	209.89	8.73			
青少年広場	35	4.91	0.24	6	2.66	2.67	41	7.57	0.36	24	2.90	0.13	4	2.36	2.34	28	5.26	0.23	24	2.90	0.13	4	2.36	2.24	28	5.26	0.22				
未公告公園	7	0.61	0.03	2	0.17	0.17	9	0.78	0.04	4	0.67	0.03	2	0.64	0.63	6	1.31	0.06	1	0.05	0.00				1	0.05	0.00				
未公告緑地																															
その他(市民の森など)	1	0.31	0.02	1	1.59	1.60	2	1.90	0.09	1	0.29	0.01	1	1.59	1.57	2	1.88	0.08	1	0.29	0.01				1	0.29	0.01				
運動場・グラウンド	1	0.69	0.03	2	6.89	6.92	3	7.58	0.36	1	0.55	0.02	2	3.44	3.40	3	3.99	0.17	1	0.55	0.02	2	4.56	4.34	3	5.11	0.21				
家庭菜園																															
その他(公共施設)	32	9.91	0.49	5	2.80	2.81	37	12.71	0.60	32	9.91	0.45	6	7.19	7.11	38	17.10	0.74	32	9.91	0.43	5	2.59	2.46	37	12.50	0.52				
公共施設緑地	計	76	16.43	0.81	16	14.11	14.16	92	30.54	1.44	75	15.93	0.72	21	16.39	16.22	96	32.32	1.40	60	13.71	0.60	11	9.51	9.04	71	23.22	0.97			
都市公園等の公共施設緑地	182	44.89	2.21	18	14.24	14.29	200	59.13	2.78	227	42.61	1.93	28	44.80	44.33	255	87.41	3.78	247	43.61	1.90	23	189.50	180.18	270	233.11	9.70				
市民緑地																															
市民農園																															
社寺境内地																															
ゴルフ場																															
民間施設緑地	計	52	55.26	2.72	8	162.28	162.88	60	217.54	10.22	58	35.36	1.60	27	163.51	161.78	85	198.87	8.61	78	37.81	1.64	31	163.93	155.87	109	201.74	8.39			
施設緑地	計	234	100.15	4.94	26	176.52	177.18	260	276.67	13.00	285	77.97		55	208.31		340	286.28	12.39	325	81.42		54	353.43		379	434.85	18.09			
特別緑地保全地区																															
風致地区																															
自然環境保全地域	1	0.80	0.04	3	7.70	7.73	3	8.50	0.40	(1)	0.80	0.04	3	7.70	7.62	3	8.50	0.37	(1)	0.80	0.03	1	2.00	1.90	1	2.80	0.12	特別緑地保全地区により一部解除			
生産緑地地区	484	64.00	3.15				484	64.00	3.01	447	64.70	2.93				447	64.70	2.80	447	64.70	2.81	0	0.00	0.00	447	64.70	2.69				
農用地区域					124.00	124.46		124.00	5.83				3	84.84	83.94		84.84	3.67	0	0.00	0.00	3	84.84	80.67	3	84.84	3.53				
保安林区域	1	1.20	0.06	1	47.30	47.48	2	48.50	2.28		14.35	0.65		38.62	38.21		52.97	2.29		14.35	0.62		19.82	18.85		34.17	1.42				
その他の地域制緑地		26.20	1.29		124.70	125.16		150.90	7.09		31.70	1.43		118.40	117.15		150.10	6.50		31.70	1.38		118.40	112.58		150.10	6.24	河川区域、海岸官有地			
法による地域制緑地計	486	92.20	4.55	3	303.70	304.83	489	395.90	18.60	447	111.55	5.05	6	249.56	246.92	453	361.11	15.63	447	111.55	4.85	9	263.46	250.51	456	375.01	15.60				
保存樹林	45	5.00	0.25	1	0.40	0.40	46	5.40	0.25	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.15	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.14				
条例等によるもの	45	5.00	0.25	1	0.40	0.40	46	5.40	0.25	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.15	34	3.42	0.15	0	0.00	0.00	34	3.42	0.14				
小計		97.20	4.79		304.10	305.23		401.30	18.86		114.97	5.20		249.56	246.92		364.53	15.78		114.97	5.00		263.46	250.51		378.43	15.74				
地域制緑地間の重複		0.00			24.60			24.60	1.16		0.00			24.60			24.60	1.06		0.00			24.60			24.60	1.02				
地域制緑地	計	97.20	4.79		279.50	280.54		376.70	17.70		114.97	5.20		224.96	246.92		339.93	14.71		114.97	5.00		238.86	250.51		353.83	14.72				
施設緑地・地域制緑地の重複	1	0.80		1	0.13		2	0.93	0.04	1	0.80		1	0.13		2	0.93	0.04	1	0.80		1	0.13		2	0.93	0.04				

	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域(合計)	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域(合計)	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域(合計)	備考
人口	202,858人	9,963人	212,821人	220,924人	10,107人	231,031人	229,884人	10,517人	240,401人	
地区面積	市街化区域 2,213 ha	市街化調整区域 1,363 ha	都市計画区域(全域) 3,576 ha	市街化区域 2,213 ha	市街化調整区域 1,363 ha	都市計画区域(全域) 3,576 ha	市街化区域 2,213 ha	市街化調整区域 1,363 ha	都市計画区域(全域) 3,576 ha	
施設緑地の面積水準	面積(ha) 100.15	面積(ha) 176.52	面積(ha) 276.67	面積(ha) 77.97	面積(ha) 208.31	面積(ha) 286.28	面積(ha) 81.42	面積(ha) 353.43	面積(ha) 434.85	
	面積率(%) 4.53%	面積率(%) 7.98%	面積率(%) 12.50%	面積率(%) 3.52%	面積率(%) 9.41%	面積率(%) 12.94%	面積率(%) 3.68%	面積率(%) 15.97%		

7. 施策の概算

資料-9 みどりの基本計画事業費概算書
 (千ノ川整備事業、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業などの大規模整備事業は除く)

施策の方針		前期 (H21～ H23)	中期 (H24～ H26)	後期 (H27～ H30)	事業費	特定財源	一般財源	備考
みどりの 保全	地域制緑地などによるみどりの保全	107,993	109,495	109,497	326,985	16,210	310,775	特別緑地保全地区指定の推進、市民緑地制度の推進など
	地区のみどりの保全	0	2,500	2,500	5,000	0	5,000	保全配慮地区指定によるみどりの保全、伐採樹木届出制度の設立
計		107,993	111,995	111,997	331,985	16,210	315,775	
みどりの 再生	公園・緑地の再生	0	39,200	39,200	78,400	0	78,400	公園再生(公園リニューアル)の推進
	海岸のみどりの再生	-	-	-	-	-	-	海岸性植生保全・再生の推進
計		0	39,200	39,200	78,400	0	78,400	
みどりの 創出	道路緑化の推進	0	5,000	5,000	10,000	0	10,000	街路樹緑化の推進、街路樹リニューアルの推進など
	公園・緑地の整備	151,085	163,385	163,385	477,855	88,160	389,695	市民の森の再整備、身近な公園の整備など
	地区の緑化推進	0	1,000	1,000	2,000	0	2,000	緑化重点地区指定による緑化の推進、茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実など
	民有地緑化の推進	61,466	64,466	62,968	188,900	0	188,900	緑化地域制度の導入、記念樹配布事業の実施など
計		212,551	233,851	232,353	678,755	88,160	590,595	
施策の 推進	基本計画の推進	-	-	-	-	-	-	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し
	協力体制の構築	7,331	7,334	7,335	22,000	0	22,000	(仮称)みどり審議会の設置・運営、みどりの里親制度の充実・普及など
	PR・情報提供の充実	500	12,875	12,875	26,250	0	26,250	緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけなど
	資金の充実	90,000	90,000	120,000	300,000	0	300,000	茅ヶ崎市みどりのまちづくり基金の充実など
計		97,831	110,209	140,210	348,250	0	348,250	
総合計		418,375	495,255	523,760	1,437,390	104,370	1,333,020	

*公園みどり課における10年間の経常経費

239,192千円(平成20年度予算)－63,729千円(上記施策に反映されている事業費)＝175,463千円×10年 1,754,630千円

8. 用語解説

【あ】

暗渠

河川や水路などを地中に埋設したものです。

オープンガーデン

「公開の庭」あるいは「庭を公開する」という意味で、チャリティなどのために個人の庭を一般に公開することです。

【か】

回遊動線

地域の優れた自然や歴史に関わる様々な見所を徒歩や自転車などで巡り楽しむコースです。

外来種問題

海外起源のアライグマやオオブタクサなどの外来生物が、地域の生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす問題です。

籠マット工法

石材を金属製の籠などに詰めたものを護岸に用いる工法です。河川の動植物の生育・生息環境の保全・再生に貢献します。

家庭菜園

本市の制度で、市民に対し家庭菜園用の区画を3年間契約で貸し出す事業です。市民の健康づくりや栽培を通じた農業への関心、理解を深めてもらうことを目的としています。

環境空地率

浜見平地区都市デザインガイドラインに基づき、ゆとりある快適な生活環境を実現する指標として定義されたもので、歩行者を主体とした広場や通路（駐車場や自動車車路を除く）、緑化スペースなどの空間の敷地

面積に対する割合を表したものです。

観光農園

本市が取り組んでいる農業施策で、市民が地場産の野菜や果物などの収穫を体験し、直接購入することができるようにしている農園のことです。

管理協定制度

土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区などの管理負担を軽減することができます。

協働

市民、NPO、事業者、行政などがそれぞれに持つ特性を活かして、よきパートナーとして連携し、力を合わせてまちづくりなどに取り組むことです。

グリーンバンク制度

引越しなどの際に不要となった樹木を市が引き取り、公共施設である学校・公園などで活用するこれまでの本市の制度に、このみどりの基本計画では、樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけることを加えていくこととしています。

景観行政団体

景観法第7条第1項に規定する「景観法に基づく景観計画を策定しそれを実施する主体」です。政令市、中核市、都道府県が自動的に景観行政団体となります。また、その他の市町村は、都道府県知事の同意を得て、景観行政団体になることができます。本市は、平成18年4月に景観行政団体になりました。



景観計画

景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」です。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができます。

景観形成基準

景観計画に基づいた基準で、建築物または工作物の形態意匠、高さの最高・最低限度、壁面位置の制限または建築物の最低敷地面積などを対象とします。

景観重要公共施設

道路、河川、港湾、都市公園などの公共施設で良好な景観の形成に重要な公共施設を景観法に基づき景観重要公共施設として指定し、景観行政団体が景観計画に施設の整備に関する事項や施設に関する占用などの許可の基準を定め、良好な景観形成を図るものです。

景観重要樹木

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であって、景観行政団体の長が指定した樹木のことです。景観重要樹木の伐採または移植には、景観行政団体の長（都道府県知事、市町村長）の許可が必要となります。

減反政策

日本における米の生産調整を行うための農業政策です。具体的な方法として、米作農家に作付面積の削減を要求するため、「減反」の名が付けられました。

後背湿地

河川の洪水などによりできた微高地の自然堤防の背後にある低湿地です。後背湿地は低地で水はけが悪いため、水田として利用

されてきました。

【さ】

里山

集落や人里に近接し、落ち葉や薪の採取場として利用されてきた林とその周辺環境を含むものです。

里山ランドスケープ

このみどりの基本計画では、里山の生活様式と、生活と自然の関わりのなかで育まれてきた雑木林や田畑、畦、屋敷林などから構成される自然環境資源及び景観を含む総合的な地域のことを示しています。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域では、原則として用途地域を定めないことになっており、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き、市街化を促進する都市施設などの開発行為は許可されません。

SEGES（シージェス）

（財）都市緑化基金が貢献度の高い優れたみどりを評価認定する制度です。この制度の活用により、優良な緑地を積極的に保全・維持・活用する事業者などの取り組みが一般に広く認められることとなります。

施設緑地

都市公園法に基づいた「都市公園」と都市公園以外の「公共施設緑地」および「民間

施設緑地」を含む緑地です。

自然環境保全地域

神奈川県条例に基づき県知事が指定するもので、森林、草原、河川、湖沼、海岸若しくは海面の区域又は自然環境がこれらに類する区域であり、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを対象に、自然環境の保全を総合的に推進することを目的に指定するものです。

自然堤防

河川の洪水のたびごとに堆積する土砂により形成された微高地です。

市民農園

市民農園整備促進法に基づき、市内の耕作をしなくなった農地を地権者自らが区画貸し農園として開設し、市民に貸し出すものです。

市民緑地制度

都市緑地法に基づく制度で、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と市が契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設を公開する制度です。

修景緑化

景観の向上を目的とした緑化です。

食育

生活や健康の基本である食生活に関する教育です。食べ物のバランスよい摂取方法や、食品の選び方、食卓、食器といった食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育することです。

植生

ある地域における植物体の集まりの総称です。植生の成立は、地形や気候などの環境要因や、伐採や農耕などの人為的要因の影

響を受けます。

植物相

ある一定の地域に生息している植物の全種です。

水害防備保安林

森林法に基づく保安林の種類の一つです。洪水時に、氾濫する水の流れを弱め、漂流物による被害を防ぐ目的があります。

生産緑地制度

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度です。

生態系ネットワーク

都市の生態系の保全、回復を図るため、都市全体を対象に生きものの生育・生息空間として重要なみどりを核として、都市内に点在するみどりを結びつける（ネットワークする）システムです。

生物相

一定の場所の植物群と動物群を合せたものです。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生物種が存在することです。さまざまな生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれます。

潜在自然植生

人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生です。

草本

木本に対する言葉で、茎が木質にならない植物を指します。



【た】

地域制緑地

緑地の保全や緑化を推進するため、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する法律や条例などに基づく制度による緑地をいいます。都市公園などの施設緑地に対し、地域制緑地といいます。

地産地消

地域で生産された農作物などをその地域で消費することです。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして各地で進められています。

邸園文化

邸園とは、邸宅の「邸」と庭園の「園」を組み合わせた造語です。相模湾沿岸地域は明治期から別荘地・保養地として発展し、様々な文化が生まれてきました。邸園文化とは、相模湾沿岸地域の歴史的蓄積である邸宅や庭園、文学、音楽などの文化を示します。

提供公園

一定規模以上の開発行為にともない設置され、市に移管される公園のことです。

特別緑地保全地区

都市計画法第8条に規定される地域地区として定めるものであり、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が優れている緑地、動植物の生育・生息地となる緑地などの保全を図ることを目的とするものです。

都市計画区域

市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保

全する必要がある区域です。指定は県知事が行います。

都市公園法

都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした、公園の設置及び管理に関する基準などを定めた法律です。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律です。景観法の制定にあわせ、都市公園法とともに平成16年12月の法律改正により都市緑地保全法から現在の名称に変更されました。

飛石ビオトープ

市内に点在するみどりを飛石と見立てて、それらがトンボやチョウ、鳥などの生息環境として機能するものを「飛石ビオトープ」と呼びます。

【な】

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長や人為による植栽などにより成立した林の総称です。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当期間（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として、県が市町村と協議して市町村毎に指定するものです。

農用地区域

それぞれの市町村の農業振興地域整備計画

の農用地利用計画において定められた、今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域をいいます。

【は】

ハンギングプランター

花などを植えたプランターをロープやワイヤーで吊るしたものです。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できる特定の環境条件を備えた一定のまとまりのある空間をいいます。近年では、自然環境を保全し創造するため人為的に創りだされた生物生息空間に対してもこの言葉が用いられます。

風致地区

水やみどりなどの自然的な要素に富み良好な自然的景観の維持が必要な区域において、建築などの行為規制を行い、都市環境の保全を図るために指定された地区のことです。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。

保全配慮地区

都市緑地法第4条にいう「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。この地区では、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供などの観点から、特に緑地の保全に重点的に配慮を

加えるべき地区として位置づけ、地区内で講じる緑地保全施策が定められます。

保存樹木制度

一定の基準を満たす樹木の所有者に対し、保全費の助成を行う本市の制度です。

保存樹林制度

一定の基準を満たす樹林地の所有者に対し、保全費の助成を行う本市の制度です。

【ま】

未公告公園・緑地

都市公園・緑地の設置にあたり、都市公園法に基づいた一般市民への告知を行っていない公園・緑地のことです。この緑の基本計画では、市内の未公告公園について都市公園として位置づけ、公告していくこととしています。

【や】

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために設けた樹林です。

谷戸

斜面樹林と低湿地から構成される地形のことです。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者をはじめ、誰もが使い易いよう配慮したデザインのことで、

【ら】

ランドスケープコードガイドライン

このみどりの基本計画では、みどりを創出する際に景観向上を図るために、みどりのデザインについてルール化したものという意味で用いています。



緑地協定

土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

緑地協定では土地の区域、保全または植栽する樹木などの種類、有効期間、違反した場合の措置などを定めます。

樹林内の下草などを管理することです。

緑地保全地域制度

無秩序な市街地化の防止または公害もしくは災害の防止のため適正に保全する必要がある緑地や、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある緑地を対象とし、一定の土地利用との調和を図りつつ適正な保全を図ることを目的として、都市計画法第8条第3項により地域地区として都道府県が指定する制度です。

緑被率

市域面積に占める緑被地の面積割合を示しています。本市では緑被地を樹木地、農耕地、自然草地、人工草地、水面としています。

緑化施設整備計画認定制度

緑化地域及び緑化重点地区において、民間の一定規模の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定し、事業者が税制面で優遇措置を受けることができる制度のことです。

緑化地域制度

みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度で、これにより効果的に緑を創出することが可能となります。

林床管理

次代の樹林の構成種や草本などの育成、良好な樹林景観形成、維持などを目的として、

■表紙の写真の一部について、みどりのフォトコンテストの出品者よりご協力いただきました。

植田 武志 様（題名 鏡）

穴戸 朋世 様（題名 安らぎの木陰）

鹿嶋 清人 様（題名 砂浜に咲くハマヒルガオ）

茅ヶ崎市みどりの基本計画

平成 21 年（2009 年）7 月発行（500 部作成）

発 行 茅ヶ崎市
編 集 都市部公園みどり課公園みどり担当
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
電 話： 0467-82-1111（代表） 内線 2524～2525
F A X： 0467-57-8377
ホームページ： <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

製作・印刷 株式会社グラック
〒103-0004 東京都中央区東日本橋 3-6-17
電 話： 03-3249-3010

